

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第194号

身に覚えのない請求を受けたら

「利用した覚えのない請求を受けている」という相談が多数寄せられています。以下は、全て県内の架空請求に関する事例です。不審な請求には、応じないようにしましょう。

*パソコンに大手通販サイトから、24万円の支払を請求するメールが届き、翌日には同じサイトから、カード情報などの登録を更新するよとのメールが届いた。請求されている商品を購入した覚えはないので、不審に思っている。どうしたらよいだろうか。(50代 男性)

*スマホに知らない事業者から「有料サイトの料金が未納である」という電話番号が添付されたSMSが届いた。心当たりがなかったので無視していると、同じ事業者から「連絡がないので債権を譲渡した」というメッセージが届いた。このまま放置しておいて大丈夫だろうか。(20代 男性)

*スマホに契約している電話会社名で「料金未納」というSMSが届き、相手に電話をすると「コロナの関係で電話がつながりにくくなっている。折返し電話をする」と言われ、生年月日と氏名、携帯番号を聞かれたので教えた。折返しの電話で「有料サイトの未納料金がある」と言われたので怪しいと思い電話を切った。個人情報教えてしまったが大丈夫だろうか。(40代 女性)

*スマホに「ご利用料金の確認が取れておりません。本日中にお客様サポートまでご連絡ください」というSMSが届いた。指定された番号に電話をすると「ゲームセンター等の未納料金が29万円ある。支払わない場合は裁判になる。裁判費用は50万円かかる。分割支払はできない」と言われた。今後どうすればよいだろうか。(70代 女性)

トラブルに遭わないために

- 利用した覚えのない請求の支払をする必要はありません。架空請求かどうか判断がつかない場合や不審に思うことがあれば、支払をする前に周りに相談をしたり消費者ホットライン「188(いやや)」に電話をしましょう。
- 相手とのやり取りの中で自分の情報を知られ、その情報をもとに更なる請求をされる可能性もあります。被害に遭わないためにも、日頃から不審なメールや電話には応じないようにしましょう。

